（訳文）

日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定を改正する議定書

日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府（以下「締約国政府」という。）は、

三者間協力の推進における三者間協力事務局（以下「事務局」という。）の役割及び事務局の能力開発の促進の重要性を認識し、

二千十年十二月十六日にソウルで作成された日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　協定第五条1(a)及び(b)を次のように改める。

(a)　事務局長は、一の締約国政府の指名（大韓民国、日本国、中華人民共和国の順の輪番制による。）に基づいて、三箇国外相会議において任命される。事務局長の任期は、三年とする。

(b)　締約国政府による別段の合意がない限り、事務局長を指名した国の政府以外の締約国政府は、それぞれ事務局次長一名を指名し、これらの者は三箇国外相会議において任命される。事務局次長の任期は、原則として三年とし、三箇国外相会議の承認を得て三年を限度として一回延長することができる。

2　協定を改正するこの議定書によって改正される事務局長及び事務局次長の任期は、この議定書が効力を生ずる時に在職している事務局長及び事務局次長について適用する。

第二条

各締約国政府は、他の全ての締約国政府に対し、この議定書の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を外交上の経路を通じて書面により通告を行う。この議定書は、当該通告のうち最も遅いものが行われた日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十五年三月二十二日に東京で、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために
岩屋毅

中華人民共和国政府のために
王毅

大韓民国政府のために
趙兌烈

○外務省告示第百八十六号

平成二十九年九月十四日にブラジリアで、税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和三年九月二十一日に効力を生じた。

令和七年五月十三日

外務大臣　岩屋　毅

税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の協定

日本国政府及びブラジル連邦共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

関税法令に対する違反が、それぞれの国の公共の安全並びに経済上、財政上、社会上、文化上、公衆衛生上及び商業上の利益を害するものであることを考慮し、

関税その他の輸出入に際し徴収される税の正確な査定を確保すること並びに税関当局による禁止、制限及び規制のための措置の適正な執行を確保することの重要性を考慮し、

それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、

特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際協定を考慮し、

関税法令違反に対する行動を両税関当局間の協力により一層効果的なものとし得ることを確信し、

千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮し、

麻薬及び向精神薬の取引が公衆衛生及び社会に害を及ぼすことを考慮し、

国際的な組織犯罪の脅威及びその脅威と効果的に戦う必要性を考慮し、

国際貿易におけるサプライチェーンの安全及び円滑化に対する世界的な関心が増大していることを認識し、

正当な貿易の自由な流れを確保し、並びに社会及び歳入を保護するための両締約国政府の必要を満たすに当たり、遵守と円滑化との均衡を達成することの重要性を認識し、

危険度に応じた管理手法等の最新の規制技術を採用することにより、国際貿易が円滑になることを確信して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、通過及び蔵置に関し税関当局が運用し、及び執行する法令上の規定（それぞれの国の関税領域の境界を越える規制物品の移動に関する禁止、制限その他これらに類する規制のための措置に関する行政上の措置を含む。）をいう。

(b)　「税関当局」とは、日本国にあっては財務省をいい、ブラジル連邦共和国にあっては財務省連邦歳入庁をいう。

(c)　「情報」とは、データ、文書、報告その他のあらゆる形式の連絡（被要請当局が提供を認めた文書又はその写しを含む。）をいう。

(d)　「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

(e)　「者」とは、自然人、法人又は法人格を有しない他の団体をいう。

(f)　「要請当局」とは、支援を要請する税関当局をいう。

(g)　「被要請当局」とは、支援を要請された税関当局をいう。

(h)　「関税領域」とは、各締約国政府の国の関税法令が施行されている当該国の領域をいう。

(i)　「職員」とは、税関職員又は税関当局によって指定された他の政府職員をいう。

(j)　「麻薬及び向精神薬」とは、千九百八十八年十二月二十日の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約第一条(n)及び(r)に定義する物質又は当該物質を含む製品並びに両国の法令において定めるその他の物質又は当該物質を含む製品をいう。

(k)　「前駆物質」とは、向精神薬及び麻薬の製造において頻繁に使用される物質であって、千九百八十八年十二月二十日の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約附属書付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げるもの並びに両国の法令において定めるその他の物質をいう。

第二条　この協定の適用範囲

1　両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、調査し、及び処置するため、この協定の規定に従って、税関当局を通じて相互に行政支援を行う。

2　両締約国政府は、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のため、税関当局を通じて協力するよう努める。

3　この協定は、両締約国政府により、各国において施行されている法令に従い、かつ、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

4　この協定は、関税、租税又は罰金を回収するための支援を対象としない。

5　この協定は、両締約国政府間の相互行政支援のみを対象とするものとし、他の国際協定に基づく両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

6　この協定の規定は、いかなる者に対しても、証拠を入手し、抑止し、若しくは排除する権利又はこの協定に基づいて要請された支援の実施を妨げる権利を付与するものではない。

第三条　相互支援

1　税関当局は、要請に応じ又は自己の発意により、関税法令の適正な適用の確保並びに関税法令違反の防止、調査及び処置に寄与する情報（次のものを含む。）の交換を通じ相互に支援を行う。

(a)　関税その他の税の正確な査定に関する情報（物品の課税価額、関税分類及び原産地を含む。）

(b)　税関手続（関税法令、規則並びに税関当局の権限の範囲内における禁止、制限及び規制のための措置を含む。）に関する情報

(c)　いずれかの締約国政府により摘発された事件に係る密輸物品の入手源、関税法令違反の新たな適用事例及び密輸方法に関する情報

2　いずれの一方の税関当局も、要請に応じ又は自己の発意により、他方の税関当局の国の関税領域において行われ、又は計画された関税法令違反に関して利用可能な情報を当該他方の税関当局に提供する。

3　いずれの一方の税関当局も、利用可能な情報が他方の税関当局の国の経済、公衆衛生、公共の安全その他の重要な利益に実質的な損害を与え得る深刻な関税法令違反に関連するものであると考える場合において、必要と認めるときは、当該他方の税関当局に対して当該情報を提供する。